

# 商店街空き店舗開業助成事業補助金交付要綱

全部改正 令和6年3月31日経商第1978号（局長決裁）

## （目的）

- 第1条 この要綱は、商店街にある空き店舗の活用及び流通を促進し、効率的な店舗誘致による商店街の空き店舗の解消を図るとともに、商店街の活性化に資することを目的として交付する商店街空き店舗開業助成事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定める。
- 2 補助金の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

## （用語の定義）

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ各号に定めるところによる。
- (1) 「商店街」とは、小売業、飲食業、サービス業等が集積している地域をいう。
  - (2) 「商店会」とは、次に掲げる横浜市内に存する団体とする。
    - ア 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に基づき設立された商店街団体
    - イ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づき設立された商店街団体
    - ウ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に基づき設立された商店街団体
    - エ その他アからウまでに掲げる商店街団体に準ずる任意の商店街団体
  - (3) 「空き店舗」とは、横浜市内の商店街に所在し、店舗として賃貸できる状況にありながら別表1に定めるとおり一定の期間、商業活動が行われていない店舗とする。
  - (4) 「登録店舗」とは、前号に定める店舗のうち、商店街空き店舗登録要領（平成29年3月31日経商第815号）第3条の定めにより登録されたものとする。
  - (5) 「空き店舗開業助成事業」とは、空き店舗を活用し、一定の条件を満たして商店街の活性化に資する事業であり、補助金交付申請を行う年度の4月1日から3月31日までの間に実施する事業とする。
  - (6) 「事業者」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に基づく中小企業者（以下「中小企業者」という。）又は各種団体で店舗経営を行う者若しくはこれから行う者とする。ただし、以下のいずれかに該当する場合は除く。
    - ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の対象となる営業を行う者
    - イ みなし大企業
    - ウ 政治活動及び宗教活動を行う団体
  - (7) 前号イの「みなし大企業」とは、以下のいずれかに該当する中小企業者とする。
    - ア 一の大企業（中小企業者以外の者。以下同じ。）が発行済み株式総数又は出資総額の2分の1以上を単独に所有又は出資している場合
    - イ 複数の大企業が発行済み株式総数又は出資総額の3分の2以上を所有又は出資している場合
    - ウ 役員半数以上を大企業の役員又は職員が兼務している場合

## （補助対象者）

- 第3条 補助対象者は、別表1に定める事項を満たし、次の各号に掲げる者とする。
- (1) 個人事業者にあつては、事務所・事業所の所在を市内として創業を行っている者、かつ、個人事業の開業届出において納税地を市内に指定している者。
  - (2) 法人にあつては、本店所在地を市内として、自ら創業を行っている者、かつ、その代表取締役又は代表社員となる者。なお、この場合の法人とは、第2条第6号に規定する事業者であること。
- 2 次の各号に掲げる者は、補助の対象としない。
- (1) 市町村民税（特別徴収分・普通徴収分）を滞納している者
  - (2) 過去3か年度内に当該補助金の交付を受けている者

- (3) 暴力団（横浜市暴力団排除条例（平成 23 年横浜市条例第 51 号。以下「条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）
- (4) 暴力団員（条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員をいう。以下 この項において同じ。）
- (5) 法人にあっては、代表者又は役員のうち暴力団員に該当する者があるもの
- (6) 法人格を持たない団体にあつては、代表者が暴力団員に該当するもの

（補助対象経費等）

- 第 4 条 補助対象経費は、別表 1 に定めるとおりとする。ただし、補助金額の算出に当たり千円未満の端数が生じた場合は、千円未満の端数を切り捨てる。
- 2 国等から同趣旨の補助金を受ける場合は、補助の対象外とする。

（交付申請等）

- 第 5 条 補助金の交付を受けようとする者は、商店街空き店舗開業助成事業補助金交付申請書（第 1 号様式。以下「交付申請書」という。）に別表 2 に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。ただし、市長は必要に応じて、添付書類を省略又は追加を求めることができる。
- 2 原則として、交付申請書は事業開始前に提出すること。提出期限は、開業予定日から起算して 2 週間前又は当該年度の 2 月末日のいずれか早い期日までとする。  
ただし、市長が提出期限前に申請することが困難であると判断した特別な事由に限り、提出期限後の申請を行うことができる。
  - 3 市長は、申請書類の一部又は全部を、申請者の同意の上で、必要に応じて関係機関へ提供することができる。
  - 4 関係機関は、書面等により知り得た情報を公表及び第三者に公開してはならない。ただし、横浜市が公表した情報及び法令等により公開が義務付けられるものについては、この限りでない。

（交付決定等）

- 第 6 条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、審査及び必要な調査等を行い、補助金を交付すべきと認めるときは、予算の範囲内で補助金の交付を決定するものとする。
- 2 市長は、補助金の交付を決定する場合において、補助金の交付の目的を達成するために必要な限度内において条件を付することができる。
  - 3 市長は、補助金を交付する決定をしたときは、商店街空き店舗開業助成事業補助金交付決定通知書（第 6 号様式。以下「交付決定通知書」という。）により、前条の交付申請書等を提出した者（以下「申請者」という。）に対し、その旨を通知するものとする。
  - 4 市長は、補助金を交付しない決定をしたときは、商店街空き店舗開業助成事業補助金不交付決定通知書（第 7 号様式）により、申請者に対し、その旨を通知するものとする。

（申請の取下げ）

- 第 7 条 申請者が、補助金規則第 9 条第 1 項の規定により申請の取下げを行う場合は、商店街空き店舗開業助成事業補助金交付申請取下届出書（第 8 号様式）を市長に提出しなければならない。
- 2 交付決定通知書の交付を受けた後に取下げを行う場合は、交付決定通知書の交付を受けた日の翌日から起算して 30 日を経過する日までに、前項に規定する届出書を市長に提出しなければならない。ただし、市長が認める場合は、この限りでない。
  - 3 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

（変更等の承認申請）

- 第 8 条 交付決定通知書の交付を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、補助事業の内容を変更する場合は、事前に、商店街空き店舗開業助成事業補助金変更承認申請書（第 9 号様式。以下「変更承認申請書」という。）を市長に提出しなければならない。ただし、市長が認める軽微な変更については、この限りでない。
- 2 市長は、前項の規定による変更承認申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、商店街空き店舗開業助成事業補助金変更承認通知書（第 10 号様式）により、補助事業者に対して通知するものとする。

- 3 市長は、第 1 項の規定による変更承認申請書を受理したときは、その内容を審査し、不相当と認める場合は、商店街空き店舗開業助成事業補助金変更不承認通知書（第 11 号様式）により、補助事業者に対して通知するものとする。
- 4 補助事業者が、補助事業を中止、開業後 1 年未満で事業を廃止若しくは移転又は 1 年未満で商店会を退会する場合は、事前に商店街空き店舗開業助成事業補助金廃止等届出書（第 12 号様式。以下「廃止等届出書」という。）を市長に提出しなければならない。
- 5 市長は、前項の規定による廃止等届出書を受理したときは、第 14 条の規定に基づき、補助金交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

（状況報告）

第 9 条 補助事業者は、補助金規則第 12 条の規定に基づき市長から報告を求められた場合は、速やかに、商店街空き店舗開業助成事業補助金遂行状況報告書（第 13 号様式）を市長へ提出しなければならない。

（事業実績報告）

第 10 条 補助事業者は、開業した日から起算して 30 日以内又は当該年度終了期日のいずれか早い期日までに、商店街空き店舗開業助成事業補助金実績報告書（第 14 号様式。以下「実績報告書」という。）に別表 3 に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。ただし、市長は事業内容や必要に応じて、添付書類の省略や追加を求めることができる。

（補助金額の確定）

第 11 条 市長は、前条の規定による報告があったときは、審査及び必要な調査等を行い、補助金の交付額を確定するものとする。ただし、補助金の交付確定額は、当該事業の交付決定通知書に記載された補助金交付決定額を上回らないものとする。

- 2 市長は、補助金交付額を確定したときは、商店街空き店舗開業助成事業補助金交付額確定通知書（第 15 号様式）により、前条の規定による実績報告書を提出した者に対し、その旨を通知するものとする。

（補助金交付の請求）

第 12 条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、商店街空き店舗開業助成事業補助金交付請求書（第 16 号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による請求書を受けた日から起算して 30 日以内に補助金を交付するものとする。

（開業後の経営相談）

第 13 条 市長は補助事業者に対し、当該補助金の交付を受け開業した後、横浜市が派遣する中小企業診断士等（以下「専門家」という。）による経営相談を実施する。

- 2 補助事業者は経営相談を、交付額確定日を起算日として、1 年以内に 2 回まで申し込むことができる。

なお、上記の起算日から半年以内、1 回以上の経営相談は必須とする。

- 3 補助事業者は、経営相談を希望する日の 1 か月前までに、商店街空き店舗開業助成事業補助金経営相談申込書（第 17 号様式）に次の各号に掲げる書類を添付し、市長に提出するものとする。

(1) 開業から現在までの状況（第 17 号様式の 2）

(2) その他、市長が必要と認める書類

- 4 市長は、前項の申込を受けた場合は、日程及び専門家を選定し、商店街空き店舗開業助成事業補助金経営相談実施決定通知書（第 18 号様式）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還等）

第 14 条 市長は、別表 4 に掲げる事項のいずれかに該当する場合、補助金交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金交付の決定の全部又は一部の取消しを行わないことができるものとする。
- (1) 地震、火災などの自然的又は人為的な事象等により、補助事業者の責めに帰すことができないもの
  - (2) その他、市長が特にやむを得ないと認めた場合
- 3 市長は、第1項の規定により取消しをした場合は、商店街空き店舗開業助成事業補助金交付決定取消通知書（第19号様式）により、補助事業者に対して通知するものとする。
- 4 市長は、第1項の規定により取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。
- 5 市長は、補助事業者が補助金の返還を命ぜられ、当該返還金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して、同種の事業について交付すべき補助金等があるときは、その交付を一時停止することができるものとする。

（関係書類の保存期間）

第15条 補助金規則第26条の規定により市長が定める関係書類の保存期間は、5年とする。

（警察本部への照会）

第16条 市長は、必要に応じ、交付申請者について、第3条第2項第3号から第6号までの該当の有無を神奈川県警察本部長に対して確認することができる。

（その他）

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、経済局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表1（第2条第3号、第3条第1項及び第4条第1項） 補助対象者・対象空き店舗・要件等

	対象申請者	対象 空き店舗	補助率	補助 限度額	要件	補助内容
対象者1	個人、中小企業者、商店会、各種団体（社会福祉法人、NPO法人等）のうち、登録店舗かつ商店会の希望する登録業種で開業し、登録時間内を含めた営業をする者	商店街空き店舗登録要領に基づいて登録された空き店舗 ※本人又は三親等以内の親族が所有する空き店舗は除く。	1/2	30万円	(1) 1年以上継続して事業を行うことが見込まれ、かつ、原則として週4日以上開設し継続的に運営する事業であること (2) 開業に際して法律に基づく資格等が必要な場合には、当該資格を有し、又は開業までに有する見込みがあること (3) 開業するエリアの商店会へ加入し、一年以上会員として活動すること。ただし、市長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。 (4) 市町村民税を滞納していないこと ※1 事務所・倉庫等、来街者を対象としていない事業形態は除く。 ※2 横浜市内の商店街からの移転を除く。	【対象となる経費】 店舗賃貸借契約書で定められている初期費用（敷金・礼金・保証金相当額・前払い家賃等） 【対象とならない経費】 (1) 仲介手数料 (2) 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税 (3) 商店会への会費・入会費
対象者2	個人、中小企業者のうち、「横浜市特定創業支援等事業」により支援を受けたことを証する者	以下の2点を満たす空き店舗 (1) 横浜市内の商店街エリアに所在する空き店舗であり、賃貸借契約日から遡って、閉店後3ヶ月以上経過している店舗。 ただし、百貨店、駅ビル等の大型商業施設のテナント型店舗は除く。 (2) 横浜市内の商店街の主要な道路又は通路から店舗の存在が確認できるもの ※本人又は三親等以内の親族が所有する空き店舗は除く。	1/2	30万円		
対象者3	個人、中小企業者、商店会、各種団体（社会福祉法人、NPO法人等）のうち下記の条件のいずれかを満たす申請者 (1)「横浜ビジネスグランプリ」のファイナルに選出されたプランで開業するもの (2)「ヨコハマ市民まち普請事業」の2次コンテストで選考された整備助成対象提案で開業する者 (3)「横浜市介護予防交流拠点整備事業」で交付決定された事業で開業する者 (4)その他、(1)～(3)に準ずると商業振興課長が認めた者	以下の2点を満たす空き店舗 (1)横浜市内の商店街エリアに所在する空き店舗であり、賃貸借契約日から遡って、閉店後3ヶ月以上経過している店舗。 ただし、百貨店、駅ビル等の大型商業施設のテナント型店舗は除く。 (2) 横浜市内の商店街の主要な道路又は通路から店舗の存在が確認できるもの ※本人又は三親等以内の親族が所有する空き店舗は除く。	1/2	50万円		

(備考)

1 補助対象者のうち、「横浜市特定創業支援等事業」「横浜ビジネスグランプリ」「ヨコハマ市民まち普請事業」「横浜市介

「介護予防交流拠点整備事業」とは、次のものをいう。

- (1) 「横浜市特定創業支援等事業」
    - ア 本市が実施する「横浜市特定創業支援等事業」により支援を受けたことを証する者
    - イ 申請期間は、「横浜市特定創業支援等事業」の支援を受けたことを証する証明書の有効期限内とする。
  - (2) 「横浜ビジネスグランプリ」
    - ア (公財)横浜企業経営支援財団が実施する「横浜ビジネスグランプリ」において、ファイナルに選出されたプランで開業する者
    - イ 申請期間は、横浜ビジネスグランプリファイナル選出年度を含む3か年度内とする。
  - (3) 「ヨコハマ市民まち普請事業」
    - ア 横浜市都市整備局ヨコハマ市民まち普請事業の2次コンテストで選考された整備助成対象提案で開業する者
  - (4) 「横浜市介護予防交流拠点整備事業」
    - ア 横浜市健康福祉局横浜市介護予防交流拠点整備事業の交付決定を受けた事業で開業する者
- 2 補助金額の算出に当たり千円未満の端数が生じた場合は、千円未満の端数を切り捨てる。
  - 3 国等から同趣旨の補助金を受ける場合は、補助の対象外とする。

別表 2 (第 5 条第 1 項) 商店街空き店舗開業助成事業補助金交付申請書添付書類

添付書類
(1) 代表者・役員等氏名一覧表 (第 2 号様式) (2) 事業概要書 (第 3 号様式) (3) 個人にあつては住民票の写し、法人にあつては法人登記簿謄本又は登記事項証明書、商店会及び各種団体にあつては定款又は規約等 (写) (4) 個人にあつては市町村民税の課税証明書及び納税証明書、法人にあつては市町村民税納税証明書 (※ 1) (5) 賃貸借契約書 (写) (6) 店舗賃貸借契約に係る初期費用等の支払領収書 (写)。ただし、支払領収書の徴収が困難なものについては、振込金受取書の写しなど支払いを証明できる証書 (写) (7) 商店会との覚書 (第 4 号様式) (写) (8) 開業に際して法律に基づく資格が必要な場合は、当該資格を証する書類 (写) (※ 2) (9) 別表 1 の補助対象者 2 又は 3 に当てはまることを証する書類 (写) (10) 別表 1 の補助対象者 2 又は 3 が行う申請の場合、空き店舗の条件を満たすことの証明書 (第 5 号様式) (11) 商店会が行う申請の場合、事業の実施、出店者等を決定した総会等の議事録 (写) (12) その他、市長が必要と認める書類 ※ 1 (4) の書類については、最新年度及び発行 3 か月以内であり、未納がないことが分かるもの。なお、申請時点で法人設立 1 年未満等の理由により、やむをえず発行できない場合は、法人の代表者の市町村民税の課税証明書及び納税証明書の提出のみで可。 ※ 2 (8) の書類については、申請時点で未取得の場合は省略可

別表 3 (第 10 条) 商店街空き店舗開業助成事業補助金実績報告書添付資料

(1) 事業実施概要報告書 (第 14 号様式の 2) (2) 店舗開店を確認できる写真、案内チラシ等 (3) 個人事業の開業・廃業等届出書の控え (写) (4) 開業に際して法律に基づく資格が必要な場合は、当該資格を証する書類の写し (5) その他市長が必要と認める書類 ※ (4) の書類については、交付申請時に添付している場合は省略可
---

別表 4 (第 14 条第 1 項) 補助金交付決定の取消事由

(1) 補助事業を中止、開業後 1 年未満で事業を廃止若しくは移転又は 1 年未満で商店会を退会する場合 (2) 補助事業者が第 3 条の要件を満たさなくなった場合 (3) 補助金規則第 19 条の規定のいずれかに該当する場合
---

## 商店街空き店舗開業助成事業補助金交付申請書

（申請先）

横 浜 市 長

申 請 者 〳  
住 所  
団 体 名  
役 職 名  
ふ り が な  
代 表 者 氏 名  
(TEL )

商店街空き店舗開業助成事業補助金の交付を受けたいので、商店街空き店舗開業助成事業補助金交付要綱第5条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。なお、補助金の交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）及び商店街空き店舗開業助成事業補助金交付要綱を遵守します。

1 補助金交付申請額

¥ \_\_\_\_\_ . -

2 添付書類

裏面のとおり



商店街空き店舗開業助成事業補助金交付申請書添付書類

添付書類

- (1) 代表者・役員等氏名一覧表（第2号様式）
  - (2) 事業概要書（第3号様式）
  - (3) 個人にあつては住民票の写し、法人にあつては法人登記簿謄本又は登記事項証明書、商店会及び各種団体にあつては定款又は規約等（写）
  - (4) 個人にあつては市町村民税の課税証明書及び納税証明書、法人にあつては市町村民税納税証明書（※1）
  - (5) 賃貸借契約書（写）
  - (6) 店舗賃貸借契約に係る初期費用等の支払領収書（写）。ただし、支払領収書の徴収が困難なものについては、振込金受取書の写しなど支払いを証明できる証書（写）
  - (7) 商店会との覚書（第4号様式）（写）
  - (8) 開業に際して法律に基づく資格が必要な場合は、当該資格を証する書類（写）（※2）
  - (9) 別表1の補助対象者2又は3に当てはまることを証する書類（写）
  - (10) 別表1の補助対象者2又は3が行う申請の場合、空き店舗の条件を満たすことの証明書（第5号様式）
  - (11) 商店会が行う申請の場合、事業の実施、出店者等を決定した総会等の議事録（写）
  - (12) その他、市長が必要と認める書類
- ※1 (4)の書類については、最新年度及び発行3か月以内であり、未納がないことが分かるもの。なお、申請時点で法人設立1年未満等の理由により、やむをえず発行できない場合は、法人の代表者の市町村民税の課税証明書及び納税証明書の提出のみで可。
- ※2 (8)の書類については、申請時点で未取得の場合は省略可

## 代表者・役員等氏名一覧表

年 月 日現在の代表者・役員

役職名	氏名	カナ氏名	生年月日	性別 (男・女)	住所
代表者					

※ 法人格を持たない団体にあつては、代表者以外の記載は不要

横浜市暴力団排除条例第8条に基づき、代表者又は役員に暴力団員がないことを確認するため、本様式に記載された情報を神奈川県警察本部長に照会することについて、同意します。

また、記載された全ての役員に同趣旨を説明し、同意を得ています。

住所

氏名

〔 法人、各種団体にあつては、  
所在地、名称及び代表者氏名 〕



ア 開業に必要な資金の調達と使途

(単位：円)

資金調達方法 (収入)		資金使途 (支出)	
項目	金額	項目	金額
自己資金		店舗賃貸借における 初期費用 (A)	
金融機関借入		改装費・備品費	
親族からの借入・出資		その他運転資金	
合計 (B)		合計 (C)	

※ (B) = (C)

同額になります

イ 店舗賃貸借における初期費用 (A) の内訳

(単位：円)

	申請者記入欄		横浜市記入欄	
	費目	金額	補助対象経費	補助対象外経費
補助 対象 経 費 ( 税 抜)	賃料			
	敷金			
	礼金			
	保証金			
	保証料			
	対象経費 小計	(D)		
補助 対象 外 経 費				
	補助対象外経費 小計			
	※見積書等不要			
合計 (総事業費)		(A)		

ウ 開業から 12 か月間の予想平均月額

(単位：円)

費目		金額	積算根拠
売上高①			<b>【売上高】</b>
売上原価（仕入高）②			
売上総利益（③＝①－②）			
経 費	家賃		<b>【原価率】</b>
	人件費（※）		
	水道光熱費		<b>【人件費】</b>
	その他（消耗品費等）		
	小計④		
営業利益（③－④）			

※個人営業の場合、事業主の分は含めません。

## 覚 書

商店街空き店舗開業助成事業の実施に伴い、甲乙間において、次のとおり合意する。

本事業は、商店街の空き店舗を解消し、商店会の活性化と市民生活の向上が期待されるものであるので、事業を実施するにあたり、甲と乙は互いに商店会の活性化に向けて協力し合うこととする。

上記のとおり甲乙間において合意したので、本覚書を2通作成し各自で保有する。

年 月 日

(甲) (商店会 署名押印)

住 所

商 店 会 名

役 職

代表者名

印

(乙) (申請者 署名押印)

住 所

団 体 名

役 職

氏 名

印

以上

# 証 明 書

（物件の所在地）横浜市

---

にある物件については、

前の店の閉店日

賃借契約の終了日

新築であり、保存登記日

（該当する項目に✓を付けてください。）

が

年 月 日であることを証明します。

年 月 日

店舗所有者

---

又は

仲介業者

---

様

横浜市長

印

## 商店街空き店舗開業助成事業補助金交付決定通知書

年 月 日に申請がありました商店街空き店舗開業助成事業補助金交付については、次の条件を付けて交付することを決定しましたので通知します。

### 1 補助金交付予定額

¥ \_\_\_\_\_ . -

### 2 交付条件

- (1) この補助金は、商店街空き店舗開業助成事業実施のために使用し、他に流用しないでください。
- (2) 補助対象事業の内容を変更する場合は速やかに商店街空き店舗開業助成事業変更承認申請書（第9号様式）を市に提出し、市長の承認を受けてください。
- (3) 補助対象事業を中止する場合は速やかに商店街空き店舗開業助成事業廃止等届出書（第12号様式）を提出してください。
- (4) この補助金の交付条件に違反し、又は次のいずれかに該当するときは、補助金交付の決定の内容の全部又は一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部の返還を求めることがあります。
  - ア 商店街空き店舗開業助成事業補助金交付要綱又は補助金の交付決定の内容に違反したとき
  - イ 虚偽の申請、報告又は不正な行為によって補助金の交付を受けたとき
  - ウ 補助の目的に反して補助金を使用したとき。
  - エ 空き店舗開業助成事業を活用して開業した店舗で、補助事業を中止、開業後1年未満で事業を廃止若しくは移転又は1年未満で商店会を退会する場合
- (5) この補助金の使途について、必要があると認められる場合は、調査し、又は報告を求めることがあります。
- (6) 事業の実施に関しては、個人情報保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに留意してください。
- (7) 開業した日から起算して30日以内又は当該年度終了期日のいずれか早い期日までに、商店街空き店舗開業助成事業実績報告書（第14号様式）を提出してください。
- (8) 補助対象事業について、申請した業種又は商店街団体が承認する業種かつ登録された時間を含めた営業を、定められた事業継続期間（1年間）、継続してください。

担 当 :

T E L :

F A X :



第 号  
年 月 日

様

横浜市長

印

## 商店街空き店舗開業助成事業補助金不交付決定通知書

年 月 日に申請がありました商店街空き店舗開業助成事業補助金については、交付しないことと決定しましたので通知します。

不交付の理由

担 当 :

TEL :

FAX :

商店街空き店舗開業助成事業補助金交付申請取下届出書

(届出先)

横 浜 市 長

(提出者)

住 所 〒

商 店 会 名

役 職 名

ふ り が な

代表者氏名

(TEL )

年 月 日をもって申請した商店街空き店舗開業助成事業補助金交付申請を次の理由により取り下げたいので、届け出ます。

取下げの理由

## 商店街空き店舗開業助成事業補助金変更承認申請書

(申請先)

横 浜 市 長

(提出者)

住 所 〒

団 体 名

役 職 名

ふ り が な

代表者氏名

(TEL )

年 月 日 第 号で交付決定を受けた商店街空き店舗開業助成事業について、次のとおり変更したいので承認いただきたく、商店街空き店舗開業助成事業補助金交付要綱第8条第1項の規定に基づき申請します。

1 変更の理由

2 変更の時期

3 変更の内容

変 更 前	変 更 後

様

横浜市長

印

### 商店街空き店舗開業助成事業補助金変更承認通知書

年 月 日に申請がありました 年度商店街空き店舗開業助成事業の変更について、次のとおり承認しましたので通知します。

1 既に受けた交付決定通知書の年月日及び番号

年 月 日 第 号

2 変更の時期

3 変更の内容

変 更 前	変 更 後

担 当 :  
TEL :  
FAX :

様

横浜市長

印

## 商店街空き店舗開業助成事業補助金変更不承認通知書

年 月 日に申請がありました 年度商店街空き店舗開業助成事業の変更について、次のとおり不相当と判断し承認しませんので通知します。

1 既に受けた交付決定通知書の年月日及び番号

年 月 日 第 号

2 不承認理由

担 当 :

TEL :

FAX :

## 商店街空き店舗開業助成事業補助金廃止等届出書

（申請先）

横 浜 市 長

（提出者）

住 所 〒

団 体 名

役 職 名

ふ り が な

代表者氏名

（TEL \_\_\_\_\_）

年 月 日 第 号で交付決定を受けた商店街空き店舗開業助成事業について、次のとおり（中止・廃止・移転・商店会からの退会）したいので、商店街空き店舗開業助成事業補助金交付要綱第 8 条第 4 項の規定に基づき届け出ます。

- 1 （中止・廃止・移転・商店会からの退会）の理由
  
- 2 （中止・廃止・移転・商店会からの退会）の時期

## 商店街空き店舗開業助成事業補助金遂行状況報告書

（報告先）

横 浜 市 長

（提出者）

住 所 〒

団 体 名

役 職 名

ふ り が な

代表者氏名

（TEL \_\_\_\_\_）

年 月 日に事業開始した商店街空き店舗開業助成事業について、次のとおり 年  
月 日から 年 月 日までの事業遂行状況を報告します。

### 1 事業遂行状況について

### 2 添付書類

（1）直近の決算書

（2）その他、市長が必要と認める書類

## 商店街空き店舗開業助成事業補助金実績報告書

(報告先)

横 浜 市 長

(提出者)

住 所 〒

団 体 名

役 職 名

ふ り が な

代表者氏名

(TEL \_\_\_\_\_ )

年 月 日 第 \_\_\_\_\_ 号で補助金交付決定を受けた商店街空き店舗開業助成事業について、商店街空き店舗開業助成事業補助金交付要綱第 10 条の規定に基づき、関係書類を添えて事業実績を報告します。

### 1 補助金交付確定申請額

¥ \_\_\_\_\_ . -

### 2 添付書類

- |  |
|--|
| <p>(1) 事業実施概要報告書 (第 14 号様式の 2)</p> <p>(2) 店舗開店を確認できる写真、案内チラシ等</p> <p>(3) 個人事業の開業・廃業等届出書の控え (写)</p> <p>(4) 開業に際して法律に基づく資格が必要な場合は、当該資格を証する書類の写し</p> <p>(5) その他市長が必要と認める書類</p> <p>※(4)の書類については、交付申請時に添付している場合は省略可</p> |
|--|



## 事業実施概要報告書

1 実績概要

店 舗 名 称			
店 舗 所 在 地			
業 種		開店日	
営 業 時 間		定休日	
加 盟 商 店 会	(加盟日：        年        月        日)		
店舗賃貸借に係る 初期費用等の額	円 【内訳】		
従 業 員 数 (内 家 族 数)	正社員    名 (    名) / パート・アルバイト    名 (    名)		
その他 ・メニュー ・販売品目 ・サービス内容 ・価格 等			
開店後の状況 ・来客の状況 ・広報 ・今後の課題 等 (なるべく詳しく 記載してください。)			

要綱第 13 条に基づき、交付額確定後半年以内に経営相談を実施させていただきます。

提出いただいた事業概要書（第 3 号様式）と事業実施報告書（第 14 号様式の 2）は、商店街空き店舗開業助成事業補助金交付要綱第 5 条第 3 項に基づき、公益財団法人横浜企業経営支援財団及び本市が派遣する中小企業診断士に共有します。

了承しました。 ←チェックを付けてください。

様

横浜市長

印

## 商店街空き店舗開業助成事業補助金交付額確定通知書

年 月 日に実績報告がありました商店街空き店舗開業助成事業については、次の条件を付して補助金額を確定しましたので通知します。

### 1 補助金交付確定額

¥ \_\_\_\_\_ . -

### 2 交付条件

- (1) この補助金は、商店街空き店舗開業助成事業実施のために使用し、他に流用しないでください。
- (2) 補助対象事業について、申請した業種又は商店街団体が承認する業種かつ登録された時間を含めた営業を、定められた事業継続期間（1年間）、継続してください。
- (3) 次のいずれかに該当するときは、補助金交付の決定の全部を取消し、既に交付した補助金の全部の返還を求めることがあります。
  - ア 商店街空き店舗開業助成事業補助金交付要綱又は補助金の交付決定の内容に違反したとき
  - イ 虚偽の申請、報告又は不正の行為によって補助金の交付を受けたとき
  - ウ 空き店舗開業助成事業を活用して開業した店舗で、補助事業を中止、開業後1年未満で事業を廃止若しくは移転又は1年未満で商店会を退会する場合
- (4) この補助金の用途について、必要があると認められた場合は、調査し又は報告を求めることがあります。
- (5) 補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から5年間、補助事業に係る関係諸表、当該収入及び支出についての書類を整備、保管してください。
- (6) 事業の実施に関しては、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに留意してください。

### 3 補助金の交付時期

適法な請求書を受理した後、30日以内に交付します。

担 当 :

T E L :

F A X :

商店街空き店舗開業助成事業補助金交付請求書

(請求先)  
横浜市 長

(提出者)  
住 所 〒

団 体 名

役 職 名

ふ り が な

代表者氏名

印※

(TEL

)

年 月 日 第 号で交付額確定通知のありました商店街空き店舗開業助成事業の補助金を請求します。

補助金交付請求額 ￥ . 一

補助金振込先金融機関

金融機関の名称		支店等の名称	
	銀 行 信用金庫		支 店 出張所
預金種別	普通 当座	口座番号	
(フリガナ)			
口座名義人			

※ 請求者と口座名義人が同じ場合は、押印を省略できます。  
請求者と口座名義人が異なる場合は、上記の「代表者氏名」欄の右に押印のうえ、  
下記に記名・押印をお願いします。

請求補助金については、上記口座に振り込んでください。

団体名等名称 \_\_\_\_\_

代表者役職名 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_ (印)

商店街空き店舗開業助成事業補助金経営相談申込書

(申込先)  
横浜市長

申 込 者 〳  
住 所  
団 体 名  
役 職 名  
ふ り が な  
代 表 者 氏 名  
(TEL )

経営相談について、次のとおり申し込みます。

店名	
開催希望日時 (1回2時間)	(第一希望) 年 月 日 ( ) 時 分～ 時 分 (第二希望) 年 月 日 ( ) 時 分～ 時 分 (第三希望) 年 月 日 ( ) 時 分～ 時 分
希望する内容・テーマ等 ※複数選択可	売上改善・人材確保・広報戦略・IT化 生産性向上・販路開拓・現状分析 その他 ( )
詳細	

※希望する内容・テーマ等について、書ききれない場合は、別紙(任意様式)を添付してください。

(添付書類)

- 1 開業から現在までの状況(第17号様式の2)
- 2 その他、市長が必要と認める書類

(備考)

- ・経営相談は無料です。
- ・相談場所は、申請者店舗での実施をお願いします。
- ・相談時間は、9時～17時の時間で可能な時間を複数ご記入ください。

経営相談の申請情報及び空き店舗開業助成事業実績報告書にて同意いただいた情報は、公益財団法人横浜企業経営支援財団及び本市が派遣する中小企業診断士等に共有します。

了承しました。 ←チェックを付けてください。

開業から現在までの状況

1 開業日  
年 月 日

2 現在の状況

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 来客の状況</li> <li>・ 広報</li> <li>・ 現在の課題 等 (なるべく詳しく記載してください。)</li> </ul>	
---	--

3 開業から現在までの平均月額

費目		金額	積算根拠
売上高①			【売上高】
売上原価 (仕入高) ②			
売上総利益 (③=①-②)			
経費	家賃		【原価率】
	人件費 (※)		
	水道光熱費		【人件費】
	その他 (消耗品費等)		
	小計④		
営業利益 (③-④)			

様

横浜市長

印

商店街空き店舗開業助成事業補助金経営相談実施決定通知書

年 月 日に申込みのありました経営相談について、次のとおり実施を決定します。

開催日時	年 月 日 ( ) 時 分～ 時 分
派遣する専門家	
相談のテーマ・ 内容等	
備考	

担当

電話

第 年 月 日 号

様

横浜市長

印

## 商店街空き店舗開業助成事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日 第 号により交付決定しました、商店街空き店舗開業助成事業補助金については、次の理由により補助決定を取り消すこととしましたので通知します。

取消の理由

担 当：  
TEL：  
FAX：